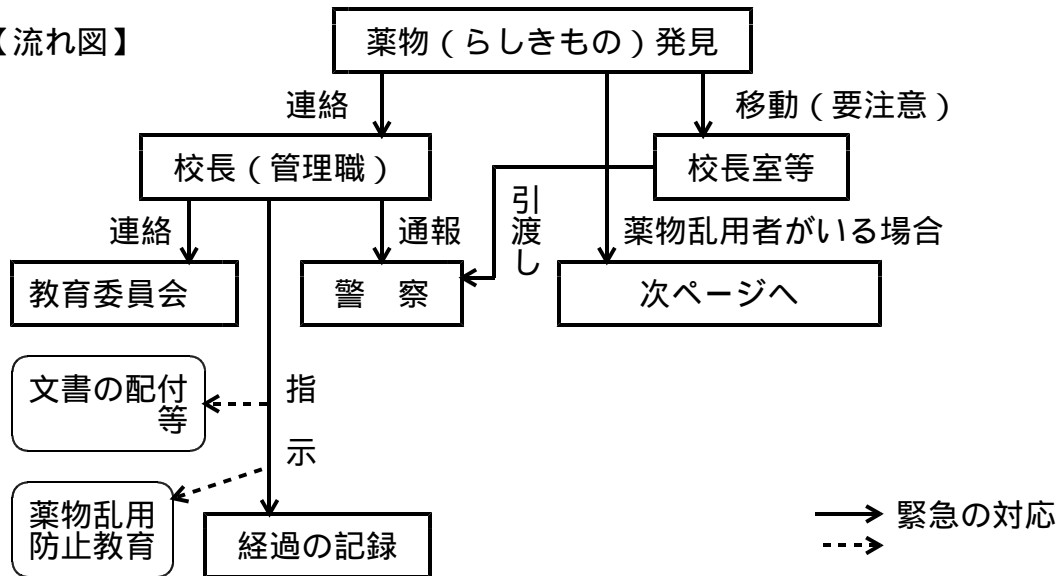


1 学校内で薬物あるいは薬物らしきものを発見した場合の対応

平成13年10月19日付防災局作成「県内における不審物発見時の情報等伝達フロー図」を参考に、機敏かつ慎重に対応することを基本とする。

【流れ図】



市町村立の学校においては当該市町村教育委員会、県立学校においては高校教育課生徒指導担当へ連絡

【留意点】

ただちに管理職に報告し、管理職は警察に通報する。

薬物らしきものの扱いについては、手を触れず、そのままにしておく。

(やむを得ず動かす場合は、校長室等、児童生徒が触れることがない場所に移動する。その際、ハンカチ等でつかみ、直接手で触れないよう注意する。

移動後は有害物質の拡散を防止するため、透明なビニール袋等に入れて複数の目で監視し、手を触れずに警察の到着を待つ。到着次第引き渡す。)

発見者・発見状況(写真撮影)・通報時刻等の情報をできるだけ詳細に記録する。

校長(管理職)は教育委員会に一報する。

警察到着後は警察の指示に従い、必要に応じて関係機関と連携を図る。

児童生徒や保護者の不安が予想されるような場合は、不安を払拭するため、保護者宛に文書を作成して配付するなどの対応を協議し、速やかに実施する。

できるだけ速やかに全校児童生徒に対し、改めて薬物乱用防止のための指導を実施する。